

令和6年第5回中津川市議会(定例会)

委員 会 提 出 議 案

令和6年11月28日

議第112号

中津川市議会ハラスメント防止条例の制定について
中津川市議会ハラスメント防止条例を次のように制定するものとする。

令和6年11月28日提出

提出者 議会改革特別委員会
委員長 岡崎 隆彦

中津川市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、中津川市議会議員（以下「議員」という。）による議員間及び職員に対するハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 次号から第5号までに掲げるものの総称をいう。
- (2) パワー・ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害するものをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 異性又は同姓を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為によりその者の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることをいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務（議員としての活動を含む。）をすることができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によりその者の勤務環境を害することとなるものをいう。
- (5) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、相手の人格若しくは尊厳を害し、又は精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手に不利益若しくは意欲の低下をもたらす又は議会活動の環境を害するものをいう。
- (6) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じた問題について適用する。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、その解決に必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの排除に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであることを認識し、議員及び職員の人格を尊重した活動をしなければなら

らない。

3 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

4 議員は、ハラスメントに当たる行動を目撃したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、目撃した内容を議長に報告しなければならない。

(事実関係の把握)

第6条 議長は、議員又は職員からハラスメントに関する申出又は相談があったときは、必要に応じて申出者、相談者、当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

(公表等)

第7条 議長は、前条の規定によりハラスメント行為があったと確認したときは、速やかに当該ハラスメントを行った者の氏名を公表し、是正措置を講じなければならない。

(議長の職務代理)

第8条 議長が第6条の規定による調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは議会運営委員長が、議長及び副議長並びに議会運営委員長がともに調査の対象になったときは、これらを除く議員のうち議席番号が最も大きい者が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(被害者等のプライバシーの保護)

第9条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 議員は、ハラスメントに関する申出、当該申出に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の議員又は職員の対応に起因して当該議員又は職員が不利益を受けることがないようにしなければならない。

(研修等)

第10条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。